

第20号の3様式記載の手引

※この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。

欄	記載のしかた	留意事項
金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、( )内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ※ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を( )内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」の32の①の欄の金額を記載します(かつこ内は除きます。)
「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第292条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 令和2年旧法第292条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。)第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める額	
「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの各欄)	(1) ⑨から⑰までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ⑰の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑰の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこ内の金額に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	

摘要欄	記載のしかた	留意事項
② 「予定申告税額」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。 ※ 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
④ 「この申告により納付すべき法人税割額」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
⑤ 「算定期間中において事務所等を有していた月数」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
⑥ 「円× $\frac{\text{⑤}}{12}$ 」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい額を用います。
⑧ 「長野市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 ※ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者数を記載します。	